

睦 福 第 9 8 8 号
令 和 2 年 3 月 6 日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

睦沢町福祉課長
(公印省略)

指定居宅介護支援事業所における新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より、町福祉行政に対し、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスに関する感染症に係る居宅介護支援事業所における業務の臨時的な取り扱いについて、以下のとおり対応をお願いします。

1. サービス担当者会議について

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用することや翌月開催とするなど、柔軟に対応することが可能です。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合、会議の開催は不要です。

2. モニタリングについて

新型コロナウイルス感染症を理由に、利用者から訪問を拒否されて居宅介護サービス計画の実施状況の把握ができない状態にある場合には、「特段の事情」に該当するものとして減算をしなくてもよいこととします。なお、その場合には内容を記録し、可能な限り電話等により利用者の状況把握に努めてください。

3. アセスメントについて

介護支援専門員、利用者及びその家族に風邪症状等の体調不良がある場合、また、面接の趣旨を説明してもなお訪問の拒否があった場合には、電話等によるアセスメントを行い、体調の回復又は感染症の流行が落ち着いた時点で改めて利用者宅を訪問し、利用者及び家族と面接しアセスメントを実施することとしてください。

※介護支援専門員が、理由及び判断した結果や、開催できなかった状況を記録することとしてください。

担当：睦沢町役場福祉課福祉介護班
0 4 7 5 - 4 4 - 2 5 0 4